

第2510地区 第11グループ



2007~2008

The Weekly Report of

Hakodate North R.C.

# 函館北ロータリークラブ会報

2007~08年度  
国際ロータリーのテーマ

ロータリーは  
分かちあいの心



2007~08年度  
国際ロータリー会長

ウィルフリッドJ.ウィルキンソン

*Wilf. Wilkinson*

石橋輝夫 会長 テーマ

—— ゆっくりと、ほどほどに ——



11月14日卓話 上垣 猛氏

《第2129回例会》第 19 号 11月21日(水)

## 本日のプログラム

移動夜間例会

大黒屋旅館 午後6時30分~

★会長 石橋輝夫

★幹事 渡部二康

例会場：函館国際ホテル  
例会日：毎週水曜日 12:30~13:30

〒040-0064 函館市大手町5-10  
事務局：函館市大手町5-10 二丁目ビル4F

TEL23-5151  
TEL23-3870

• 裁判所からのお願い

ご自身が裁判員候補者および裁判員に選ばれた場合、積極的に参加をお願いします。従業員等が選ばれた場合は、選ばれた従業員が安心して参加できるよう、ご配慮をお願いします。

• 質 問

Q. 会社の従業員が裁判員に選ばれて仕事を休むことになった場合、会社に対して保障があるか？

A. 選ばれた裁判員には日当、交通費、宿泊費などは支給されますが、事業所に対してはありません。

(会報担当者：佐々木 公和 委員)

四谷大塚提携札幌進学教室姉妹教室	
四谷大塚 準拠塾	
<b>函 館 進 学 教 室</b>	
塾長 柴 崎 晃	
函館進学教室 〒041-0806 函館市美原4丁目3番19号 美原プレイスビル2F TEL0138-47-6466(代表) FAX0138-47-6488	札幌進学教室 〒060-0042 札幌市中央区大通り西11丁目 飛栄ビル4F TEL011-271-3565(代表) FAX011-281-3347

(広告掲載：柴崎 晃 会員)

函館北ロータリークラブのホームページアドレス <http://www.hakodate-north.org/>

◎10月24日出席報告 (増山 正 委員長)

会 員	31名	出席率対象会員	30名
		出席規定免除会員(a)	0名
		出席規定免除会員(b)	1名
当日出席	24名	当日欠席	6名
他クラブ出席	5名	出席合計	29名
出席率	96.67%		

・テレフォンサービス(例会移動案内) 電話 26-3170番

次回・11月28日 <b>プログラム</b>	<b>卓話「第10回クリスマスファンタジーについて」</b> 函館青年会議所 理事長 日光 貴行 氏 専務理事 沢田 龍 氏 他
---------------------------	--

2007～2008〈第2128回例会〉第18号

11月14日の記録

◎司 会 石橋 輝夫 会長      ◎斉 唱 手に手つないで、四つのテスト

◎ゲ ス ト 函館地方、家庭裁判所長 上垣 猛 氏

◎ビジター 七飯R.C.佐藤幸雄君

◎会長報告 石橋 輝夫 会長

○例会終了後、歴代会長会を開催致します。

○先週の理事会で12月26日を自主休会にするか話し合いました。1月2日を自主休会にすると規定の回数をオーバーしますので12月26日は普通例会とすることに決定しました。

◎委員会報告

○友好クラブ委員会 柴崎 晃 委員長

和歌山城南R.Cより創立20周年記念例会のご案内が届きました。

平成20年4月4日 歓迎夕食会 於：あおい茶寮（徳川吉宗ゆかりの名園だそうです）

4月5日 世界遺産・熊野古道

記念式典及び記念祝賀会 於：ダイワロイネットホテル和歌山

12月中におおよその参加人数をお知らせ下さいとのことなので、近日中に参加希望のFAXを送信します。お返事お願いします。

◎幹事報告 渡部 二康 幹事

○次週の例会は夜間例会に変更となっております。

○地区大会でテグのロータリークラブよりバナーを頂きましたので回覧いたします。

○函館東R.C.11月27日自主休会に変更です。

○七飯R.C.との合同例会は2月13日から2月20日に変更となりました。

○12月26日自主休会の予定でしたが通常例会に変更いたします。

◎親睦活動委員会 泉 彰 委員長

ニコニコBOX投入報告

石橋会長・渡部幹事・佐々木会員・森 会員・増田会員・斎藤会員……上垣様、本日の卓話よろしくお願い致します。

中川会員……ホームクラブ欠席がちのおわびです。

柴崎会員……結婚記念日のお花ありがとうございます。

小笠原会員、新 会員……佐々木さんよろしく。

松橋会員……台湾に行って来ました。フランクさん、ジョージさんに会って来ました。

◎卓話「裁判員制度について」 函館地方、家庭裁判所 所長 上垣 猛 氏

・裁判員制度とは

国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加していただき、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めていただく制度です。平成16年5月21日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）が成立し、公布の日（平成16年5月28日）から5年以内に実施予定、つまり平成21年5月27日までに実施されます。

• なぜ裁判員制度が導入されるか

これまでの刑事裁判は、裁判官3名で行われていましたが、裁判員制度によって裁判官3名と裁判員6名と一緒に審議します。憲法の条文に国民主権とあるので、急に導入される制度ではなく、むしろ違和感のない制度だと思っています。司法の命運をかけ、真剣に取り組んでいるところです。

• 裁判員制度の対象となる事件

殺人、強盗致死傷、傷害致死、危険運転致死、現住建造物等放火、身代金目的誘拐、保護責任者遺棄致死などの刑事事件が対象となっています。

• 裁判員の仕事と役割

裁判官と同じ権限があります。裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に刑事事件の法廷に立ち会い、判決まで関与することになります。公判はできるだけ連続して開かれ、公判では証拠書類を取り調べたり、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員からも証人等に質問することができます。

証拠を全て調べたら、今度は事実を認定し被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするか裁判官と一緒に議論（評議）し、決定（評決）することになります。

評決は多数決で行われます。ただし、裁判官、裁判員のそれぞれの一人以上の賛成が必要なので、6人の裁判員が有罪、3人の裁判官が無罪の場合は評決されません。つまり裁判員だけで評決がきまる訳ではなく、かならず裁判官のチェックが入ることになります。

• 裁判員裁判の日程のイメージ（図1）

ほとんどの裁判は3日以内で終了します。

（図1）裁判員裁判の日程のイメージ  
（審理期間3日間の場合）

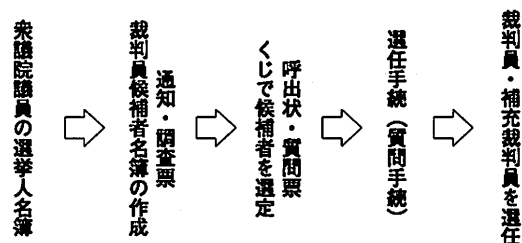
第1日目		第2日目	第3日目	
選任 手続	裁判	裁判	裁判 ・ 評議	判決 宣告

• 裁判員はどうやって選ばれるのか（図2）

• 裁判員になる可能性（図3）

函館地裁管内で年平均12件の裁判を想定し、候補として各裁判毎に50名選ばれるとすると、管内全体で年間600人が候補に選ばれ、そこからさらに裁判員72名（一裁判につき6名×12回）が選ばれます。

（図2）裁判員はどうやって選ばれるのか？



• 裁判員の辞退

70歳以上の人、学生および生徒、地方公共団体の議会の議員（会期中に限る）、過去一定期間内に裁判員などの職にあった者、一定のやむをえない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くのが困難な人（例えば重い病気・けが、同居家族の介護、事業に著しい損害が生じる恐れがあること、社会生活上の重要な任務など）の場合は辞退することができます。

現在、次の事由により辞退できるか検討中です。妊娠中または出産から8週間以内、別居の親族や同居人の介護・養育、疾病や傷害のある配偶者や父母・兄弟などの入院の付き添い、裁判所の管轄外に居住し出頭が困難、妻子の出産の立ち会いや入通院の付き添い、裁判員を務めることで身体上、精神上または経済上の重大な不利益が生ずる場合などです。しかし、そう簡単には辞退できない方向になっています。

（図3）裁判員になる可能性は？

	公職選挙人名簿	裁判員候補者名簿登録者	裁判員候補者	裁判員
函館地裁管内全体	約420,000人	毎年約1,800人	年間約600人	年間約72人
函館市	約245,000人	毎年約1,050人	年間約350人	年間約42人